

教育長	次 長	課 長	係



23 高教政第 101 号
平成 23 年 4 月 14 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公印省略)

「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する
法律の施行について（通知）」の一部改正について

「国民生活等の混乱を回避するための平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が本年 4 月 1 日から施行されました。

このことに伴い、「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の施行について」（平成 22 年 4 月 6 日付け 22 高教政第 11 号教育長通知。以下「通知」という。）を下記のとおり一部改正しましたので、通知します。

つきましては、管内の学校長に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正法の主な概要

1 題名の改正

「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律」の題名を「平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

2 子ども手当の支給期間の延長

平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の子ども手当について、平成 23 年 9 月まで支給することとする。

第 2 通知の一部改正

改正法の施行により、通知の一部を、別添のとおり改正する。

第 3 適用年月日

平成 23 年 4 月 1 日

第 4 その他

毎年提出の現況届について、今年度は 6 月の提出は不要とされています。
本年 10 月以降の手当制度については未定のため、詳細が分かり次第お知らせする予定です。